

令和8年度池田町自治会集会施設省エネ等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受ける自治会の負担の軽減を図るため、自治会の管理する集会施設（以下「集会施設」という。）の省エネ化や防犯力強化に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象者は、池田町自治会規則（昭和39年池田町規則第5号）で定める自治会（以下「自治会」という。）とする。

(対象事業等)

第3条 補助対象事業等は、集会施設に係る次の各号に掲げるものとする。

- (1) エアコン等省エネ家電の新規設置と省エネのための買替
- (2) 省エネのための断熱改修工事等
- (3) 防犯力強化のための設備、機材
- (4) 前号に係る既存設備撤去・処分費、設置に付随する電気・配管工事等の費用
- (5) 光熱費高騰分の補填
- (6) その他町長が認める事業

(補助金)

第4条 補助金は1自治会につき100万円を限度として、前条に規定する補助対象事業等の経費の10分の10の額とする。

(補助対象除外事業)

第5条 次の各号に掲げる事項は補助事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とした収益事業
- (2) 電気代や月額サービス料等
- (3) 設置を自治会員として行う場合の人件費や工具
- (4) 他の補助金等を受けるもの
- (5) その他、この補助事業の趣旨に反するもの

(補助金の申請)

第6条 補助金を受けようとする交付対象者は、補助金交付（変更）申請書（様式第1号）に必要書類を添えて令和8年10月31日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 町長は補助金交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 交付決定後に、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は速やかに補助金交付（変更）申請書（様式第1号）により町長の承認を得るものとする。

（1） 補助金額を増額させようとする変更

（2） 補助対象事業の実施内容の変更

（補助金の概算払）

第9条 補助金の交付決定を受けた者で補助金の概算払を受けようとする者は、補助金交付概算払請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該事業の内容を精査し、適当と認めた場合は交付決定額の範囲内で概算払することができる。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は事業を令和9年1月31日までに完了させ、令和9年1月31日までに実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付確定）

第11条 町長は提出のあった報告書を審査し、補助金交付決定条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付確定通知書（様式第4号）により速やかに交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 町長は前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第5号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（調査・報告）

第13条 町長は必要に応じ、補助金の交付を受けた者の経過及び成果等について調査をし、又は報告を求めることができる。

（補助金の返還）

第14条 町長は、申請者が補助金の交付を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、補助金の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産を町長の承認を受けずに転売・譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部又は一部を町長に返還した場合並びに当該財産の耐用年数を勘案した期間を経過した場合は、この限りではない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。
- 2 この要綱の失効前に、この要綱に基づき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。